

第3節 第2種退職年金

(支給要件)

第56条 第2種退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合において、その者が第1種退職年金の受給権を有しないときに、その者に支給する。

(1) 加入員が65歳に達した後に脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして65歳に達したとき。

(2) 加入員又は加入員であった者が、老齢厚生年金の受給権を取得したとき

(3) 加入員又は加入員であった者が、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該受給権を取得したときを除く。

(4) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以降の月に加入員の資格を取得したものであってその年金の額が、法附則第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(年金額)

第57条 第2種退職年金の額は、基本年金額に相当する額とする。

2・第2種退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以降における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

3・加入員である受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を第2種退職年金の額の計算の基礎とするものとし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 加入員の資格を喪失し、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(3) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

4・受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、年金額の改定は行わず、当該年齢に達した日の属する月の翌月から次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の年金額

(2) 第46条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

(第1号改定者等の標準報酬の改定に伴う年金額の変更)

第57条の2 第53条の2の規定は、第2種退職年金額について準用する。この場合において、第53条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(失権)

第58条 第2種退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したとき、又は第1種退職年金の受給権を取得したときは、消滅する。

(支給停止)

第59条 第55条第2項から第4項及び第6項の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第55条第2項から第3項までの規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(受給権者の申出による支給停止)

第59条の2 第55条の2の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第55条の2の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。

(老齢厚生年金の支給繰下げに伴う支給停止)

第59条の3 第55条の3の規定は、第2種退職年金について準用する。この場合において、第55条の3の規定中「第1種退職年金」とあるのは「第2種退職年金」と読み替えるものとする。